

蓮田白岡衛生組合会計年度任用職員 登録案内

令和3～5年度に、蓮田白岡衛生組合で働くパートタイムの「会計年度任用職員」を募集しています。勤務を希望するかたは、事前に登録が必要です。

なお、各課の業務の必要に応じ任用するため、登録いただいても、有効期間中（令和6年3月31日まで）に必ず任用されるとは限りませんので、あらかじめご了承ください。

1. 登録方法・受付期間

会計年度任用職員 登録申請書（庶務課窓口で配布、組合ホームページからもダウンロード可）を、庶務課庶務担当〔〒349-0204、白岡市篠津 1279-5〕へ郵送又は持参してください。なお、登録は随時、受け付けています。

2. 応募資格

次のいずれかに該当する場合は応募できません。（地方公務員法第16条 欠格条項）

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・衛生組合職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法の施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3. 登録から任用まで

- ① 会計年度任用職員登録申請書（写真を貼付）を庶務課庶務担当へ提出してください。
※資格を必要とする職を希望する場合は、資格を証明する書類の写しを添付してください。
- ② 各課において任用の必要が生じた場合、登録者の中から書類選考を行い、任用候補者に連絡します。
- ③ 各課において面接等の選考を行い、可否について各課から連絡します。
- ④ 任用初日、所属長等から辞令等を受け取り、勤務開始となります。

4. 募集職種及び条件

- (1) 一般事務 組合業務全般にわたる事務等
- (2) 収集業務 組合が直営で行う収集業務の補助等
- (3) 施設管理業務 組合内施設の管理業務補助等

いずれも週1～5日、午前8時30分～午後5時15分のうち4～7.75時間
時給950～1,160円

5. 勤務条件（共通事項）

任用根拠	地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する「会計年度任用職員」となります。
任用期間	任用の日から同日の属する会計年度の末日（3月31日）までの範囲内とします。採用から1か月は、条件付採用となります。
報酬額	経歴による加算があります（上限あり）。 給与改定等により、報酬額が変更となる場合があります。
交通費	通勤距離が2km以上の場合、常勤職員の通勤手当に準じて支給します。
期末手当	任期6か月以上、週の勤務時間が15時間30分以上の条件をいずれも満たし、基準日（6月1日・12月1日）に在職している場合に支給します。
報酬支給日	月末締め翌月15日払い（休みの場合は、直後の平日）とします。 ※月額報酬の職については、当月15日払いとします。
福利厚生	社会保険（協会けんぽ）、厚生年金、雇用保険、労災保険等については、勤務時間や職種等による要件を満たした場合に適用となります。
休暇等	有給休暇は、勤務日数に応じて付与します（年間最大20日）。 このほかに、特別休暇（夏季休暇、忌引休暇等）の制度があります。
服務	地方公務員法に規定する服務（以下のとおり）及び懲戒の対象となります。 服務の宣誓、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止

7. その他

- ・登録後に記載内容等について変更が生じた場合や、登録を取り消したい場合は、庶務課庶務担当へご連絡ください。
- ・提出された書類は、いかなる場合も返却できませんので、ご了承ください。
- ・登録申請書は、蓮田白岡衛生組合個人情報保護条例に基づき適切に管理し、会計年度任用職員の任用以外の目的では使用しません。

8. 問合せ

〒349-0204 白岡市篠津 1279-5

蓮田白岡衛生組合 庶務課 庶務担当

TEL 048-766-3738（蓮田局） 0480-92-8839（白岡局）